<助成金情報>

第29回(平成29年度)わかば基金

①支援金部門

福祉活動の拠点を設け、この支 援金でより活動を広げたい団体を

②リサイクルパソコン部門 パソコンを利用して地域で活発な福祉 活動に取り組んでおり、台数を増やすこ とで、より高齢者や障がい者に役立ち、 活動の充実を図れる団体を助成しま 助成します。

す。

〔助成金額〕最高100万円 〔申込締切〕 3月31日

〔助成内容〕 パソコン3台 〔申込締切〕 3月31日

【対象団体】NPO法人 市民活動団体

〔発信元〕(社福)NHK厚生文化事業団

(U R L) https://www.npwo.or.jp/info/2791

子ども

2017年度ドコモ市民活動団体助成事業募集

【対象団体】

NPO法人

【対象団体】

市民活動団体

0 法 人

P

将来の担い手である子ども達の健全育成に取り組んでいる市民活動団体を助 成します。

「肋成金額〕

子どもの健全育成を支援する活動 50~100万円 経済的困難を抱える子どもを支援する活動 100万円

〔申込締切〕3月31日

〔発信元〕 NPO法人 モバイル・コミュニケーション・ファンド

(U R L) http://www.ashita.or.jp/sg2.htm

海と日本PROJECT

次世代へ海を引き継ぐため、海を介して、人と人がつながるユニーク な取組みを募集する。

〔助成金額〕事業費の80%

〔申込締切〕 3月10日

〔発信元〕(公財)日本財団

(U R L) http://www.nippon-foundation.or.jp/

タカラ・ハーモニーファンド 助成事業

自然環境を守り、生物を保護するための 研究などに対して助成を行ないます。

〔助成金額〕総額500万円(10件程度)

〔申込締切〕3月31日

【对象团体】 ΝP 0 法 人 市民活動団体

〔発信元〕 宝酒造株式会社

(U R L) http://www.takarashuzo.co.jp/environment/

子ども

全労済地域貢献助成事業2017年募集

①自然災害に備え、いのちを守るための活動 ②地域の自然環境・生態系を 守る活動 ③温暖化防止活動や循環型社会づくり活動 ④子どもや親の孤立 を防ぎ、地域との繋がりを生み出す活動 ⑤困難を抱える子ども・親がたすけあ い、生きる力を育む活動 を助成します。

〔助成金額〕上限30万円

対象団体】 NPO法人 市民活動団体 〔申込締切〕 4月5日

〔発信元〕全国労働者共済生活協同組合連合会 (U R L) http://www.zenrosai.coop/index.html

お問合わせ

発行元:益田市市民活動支援センター

〒698-8650 益田市常盤町1番1号 益田市役所人口拡大課内 TEL:0856-31-0600 FAX:0856-23-7708 Eメール:npo@city.masuda.lg.jp



CO·OP 共済 地域ささえあい助成

①暮らしを守り、暮らしの困りごとの解決に資する ②命を守り、その人らしい生き方ができるようにする

③助成と子供が生き生きする

〔助成金額〕100万円 〔申込締切〕 3月5日

【对象团体】 ΝP 0 法 人 市民活動団体

【対象団体】

市民活動団体

対象団体】 P 0 法 人

市民活動団体

N P O 法

〔発信元〕日本コープ共済生活協同組合連合会

(U R L) http://jccu.coop/

地域活動団体への助成「生活学校助成」

「生活学校」の趣旨に賛同し、参加を希望する団体の募集を行い、当協会から 活動経費の助成を行います。

〔助成金額〕6万円

(初年度3万円、2年目3万円)

〔申込締切〕 3月5日

〔発信元〕(公財)あしたの日本を創る協会 (U R L) http://www.ashita.or.jp/sg2.htm

2016 年度 暴力団排除事業公募助成

我が国の治安にとって大きな問題である暴力団の排除について、より直接的な 暴力団排除事業として、地域の住民団体による暴力団事務所の進出阻止・撤 去活動に対する助成事業を行なう。

〔助成金額〕100万円 「申込締切〕3月31日

〔発信元〕(公財)日工組社会安全研究財団 (U R L) http://www.syaanken.or.jp/

まちづくり

H29 砂防ボランティア基金

安全で健やかな、生き甲斐のある地域社会づくりに寄与する事を目的とする。

[助成金額] 運営審議委員会において決定 〔申込締切〕 3月31日

【对象団体】 NPO法人 市民活動団体

〔発信元〕(一財)砂防フロンティア整備推進機構

(U R L) http://www.sff.or.jp/volunteerkikin/summary/

※各種助成金の詳細については、 発信元のホームページをご覧ください。 NPO市民活動団体情報誌

ますだ すまいる



益田市市民活動支援センター

2017年 3月発行 第43号

第4回人口拡大シンポジウム ~地域づくり事業報告会~



平成28年3月13日 第3回人口拡大シンポジウムの様子

平成 29 年

参加料 無料

13:00~15:30

会場: 益田市市民学習センター 多目的ホール

○地域づくり4年間の取組

〇私たちの"Next Action"

地域自治組織の取組をベースにしながら地域発の ビジョンを示し、「私たちの"Next Action"」 をテーマにした、1分間のCMを作成。

○地域づくり café

市内20地区のブースを設置し、地区の魅力をま るごと紹介。

試食・試飲などPR方法はさまざま。



平成28年3月13日 第3回人口拡大シンポジウムの様子



本シンポジウムでは、これまでの地域づくりの取組みに係る成果を共有 し、連携・協働を図るためのきっかけの場となることを目的に開催します。 一人ひとりの熱い思いが、より良い地域づくりにつながっていきます。 みなさまのお越しをお待ちしております。

【お申込み·お問合せ】 益田市人口拡大課 TEL☎0856-31-0600

※参加を希望される方は、同封のチラシ裏面の参加申込書に記入の上、人口拡大課までお申込下さい。



益田市の取組みを紹介します!

~MRT について4~

前月号に引き続き、第1回 まちづくりラウンドテーブル(以下、MRTという。)について紹介します。今月号は、"求められる地域自治組織"について話し合った結果を紹介します!

本音の対話。

求められる地域自治組織とは。

- ・地区の住民が安心して暮らしていけるようにするための組織
- ・地域、住民、各自問題意識を持ち、できることから参加し、意見を出す。
- ・個々で困っていることを地域全体でカバー
- ・横のつながりを深める、大切にする組織。
- ・益田好きを増やす
- ・老若男女思いを実現する手段がある組織
- ・年代を超えた参加
- ・地域でのコミュニケーション支え合い
- ・地元をもっと好きになること
- ・各世代間のコミュニケーション強化
- ・地域民全員参加・近所(隣)付き合いを深める
- ・今の地域を活かして、まとまりのある組織に

MRTとなりましたⓒがいっぱいの

etc...

笑い

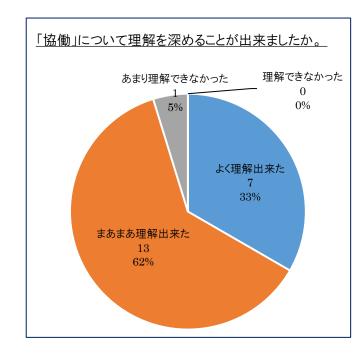


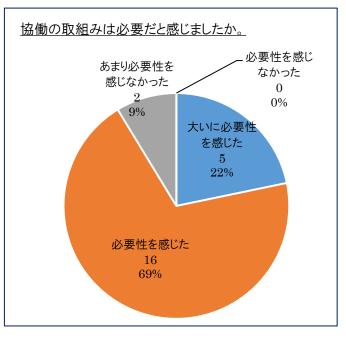


MRTでは笑いの絶えない和やかな雰囲気の中、益田市について、協働について、様々な意見 や思いを語り合うことが出来ました。今後は地域と行政がパートナーシップを確立して協働

MRT に関するアンケート結果

のまちづくりを推進していきます。





セミナー・イベント情報

益田市ボランティアセンター研修会防災講演会災害時の支え合いと、

災害時の支え合いと、災害にも強い地域づくり

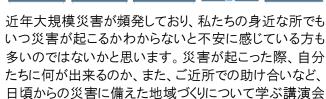


を開催します!











2017年**3**月**7**日(火) 9:30~11:30(受付は9:00~)



益田市人権センター (益田市須子町 3-1)



無料 ※ 手話·要約筆記有り



益田市社会福祉協議会 (益田市ボランティアセンター) TEL:23-6954 FAX:23-4177

申込締切 3月1日(水)

とどらあぐるうぷ

Spring concert

スプリング コンサート

2017.3.21(火) 10:30~

場所:益田市立子育て支援センター 参加費:300円(おやこー組) 演奏後かんたん楽しい工作をします♪



NPOヒント

~「平成 26 年度版 NPO 虎の巻」より抜粋~

新規に職員を雇用する際は、どのような事に 気をつけなければなりませんか?

- I. 次の事項については、必ず書面の交付により明示しなければなりません。
 - ①労働契約の期間に関する事項
 - ②就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
 - ③始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇等
 - ④賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期に関する事項
 - ⑤退職に関する事項

【労働基準法第15条第1項】

また、パートタイム労働者に対しては、上記の事項に加えて、

- 次の事項も書面の交付による明示が必要です。
- ①昇給の有無 ②退職手当の有無 ③賞与の有無 ④相談窓口(氏名、役職など) 【短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)第6条と第16条】
- Ⅱ. 雇用保険は週特定労働時間が 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用の見込み、社会保険は正社員の 所定労働時間の 4 分の 3 以上かつ所定労働日数の 4 分の 3 以上で加入が必要です。